

# 令和2年度 集団指導資料

(障害福祉サービス等共通編)



令和3年3月  
岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

## 適切な事業運営のために

### <基準条例>(他、解釈通知)

#### ○障害福祉サービス

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(条例第81号)

#### ○障害者支援施設

岡山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(条例第82号)

#### ○障害児支援施設

岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(条例第79号)

#### ○障害児入所施設

岡山市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第80号)

### <報酬告示> (他、留意事項通知)

#### ○障害福祉サービス(施設入所支援を含む。)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

#### ○障害児通所支援

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

#### ○障害児入所施設

児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準

# 令和2年度集団指導資料 (障害福祉サービス等共通編) • 目次

令和3年3月

1 指導監査について	.....	4
2 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス基準等の一部改正について	.....	5
3 令和3年度報酬改定の概要について	.....	6
4 変更届、廃止・休止届について	.....	7
5 体制等に関する届出書について	.....	8
6 業務管理体制の整備に関する事項の届出等について	.....	8
7 福祉・介護職員（等特定）処遇改善加算について	.....	9
8 障害者虐待防止について	.....	11
9 新型コロナウイルス感染症対策について	.....	12
10 避難確保計画について	.....	12
11 障害福祉サービス等情報公表システムへの事業所情報登録について	.....	12
12 障害福祉サービス事業所のＩＣＴの活用について	.....	13
13 その他の関連情報	.....	13
14 その他の連絡	.....	14
15 参考資料	.....	15

## 1 指導監査について

### 障害福祉サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法

#### 1 指導

サービスの内容及び費用の請求等に関する事項について周知徹底を図るとともに、改善の必要があると認められる事項について適切な運用を求めるために障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項及び同条第2項または児童福祉法第57条の3第1項、同条第2項、第57条の3の2第1項の規定に基づき実施します。

##### (1) 集団指導

原則として、毎年度1回、一定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。

なお、集団指導の資料については、資料の配付は行いませんので、事前に岡山市事業者指導課ホームページよりダウンロードの上、印刷して持参していただくようお願いしています。

※今年度は集合しての集団指導は行いません。

##### (2) 実地指導

障害福祉サービス事業者等の事業所において、実地指導担当者が実地により関係書類等の確認及びヒアリングを行うことにより実施します。

###### ○指導内容について

障害福祉サービス事業者等のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営及び自立支援給付等請求について指導します。（必要に応じて過誤調整を指導する場合があります。）

###### ア 事前に提出を求める書類等（主なもの）

- ・指定障害福祉サービス事業所等指導事前提出資料
- ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- ・組織体制図
- ・利用契約書、重要事項説明書の書式
- ・指定障害福祉サービス事業者自主点検表（事業運営の手引き）

イ 実地指導日に準備すべき書類等については、実地指導通知文に記載しますが、必要な都度速やかに提示できるよう準備をお願いします。

#### 2 監査

入手した各種情報により、人員・設備及び運営基準等の指定基準違反や、不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に、障害者総合支援法または児童福祉法の規定に基づき実施します。

これらの情報から指定基準違反や不正請求が認められる場合には、厳正かつ機動

的な対応を行います。

なお、原則として、無通告（当日に通知）で立ち入り検査を実施するなど、機動的かつ、より実効性のある方法で行います。

### 3 報酬請求指導の方法

指導担当者が、加算等体制の届出状況並びに報酬等（基本単位及び各種加算）の請求状況について、関係資料により確認を行いますが、報酬基準に適合しない取扱い等が認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定期件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分については過誤調整として返還を指導します。

---

---

## 2 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス基準等の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス基準等の一部が令和3年1月25日改正され、令和3年4月1日に施行されます。

### 《主な改正点》

- (1) 感染症対策の強化（3年間の経過措置期間あり）
  - ・委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等を義務づける。
- (2) 業務継続に向けた取組の強化（3年間の経過措置期間あり）
  - ・事業継続計画（B C P）等の策定、研修の実施、訓練の実施を義務づける。
- (3) 地域と連携した災害対策の推進（努力義務）
  - ・訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
- (4) 会議や多機能連携における I C T の活用の推進
  - ・利用者の居宅を訪問して行うもの（アセスメント等）を除く各種会議について、テレビ電話等での実施を認める。
- (5) 障害者虐待防止の強化（令和3年度は努力義務、令和4年度から義務化）
  - ・研修の実施、委員会の開催、虐待防止のための責任者の設置を義務づける。
- (6) 身体拘束等の適正化（経過措置期間あり）
  - ・委員会の開催、指針の整備、研修の実施

### 3 令和3年度報酬改定の概要について

#### 1 基本的考え方

- (1) 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等
- (2) 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応
- (3) 医療的ケア児の支援などの障害児支援の推進
- (4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進
- (5) 感染症や災害への対応力の強化
- (6) 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

#### 2 地域区分の見直し

岡山市内にある事業所については、令和3年4月利用分（令和3年5月請求分）からは地域区分の変更はありません。

【対象サービス】	令和3年3月まで	令和3年4月以降
障害福祉サービス		
居住介護		
重度訪問介護		
同行援護		
行動援護		
療養介護		
生活介護		
短期入所		
重度障害者等包括支援		
施設入所支援	7級地	7級地
自立訓練（機能訓練）		
自立訓練（生活訓練）		
就労移行支援		
就労継続支援A型		
就労継続支援B型		
就労定着支援		
自立生活援助		
共同生活援助		
計画相談支援	7級地	7級地
地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）	7級地	7級地

## 4 変更届、廃止・休止届について

(1) 指定事業者・施設は、届け出た内容に変更があった場合は、その変更に係る事項について、変更があった日から10日以内に「変更届」を提出することが必要です。

ただし、事業所（施設）の名称・所在地（設置の場所）の変更、定員の増減（定員減は、算定される単位数が増えるものに限る）、共同生活住居の増等に関しては変更予定日の属する月の前月15日までに届け出でください。

### 《提出する書類》

ア 変更届

イ 添付書類（各サービス編に添付の変更届に係る添付書類一覧表参照）

### 《変更届出が必要な事項（例）》

ア 事業所の名称及び所在地

イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、職名及び住所

ウ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）

エ 事業所の平面図

オ 事業所の管理者及びサービス管理責任者（サービス提供責任者・児童発達支援管理責任者）の氏名、生年月日、経歴及び住所

カ 運営規程

キ 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

ク 役員の氏名、生年月日及び住所

(2) 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1ヶ月前（入所施設は3月以上前）までに、届け出でください。

その際、現に指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置に関しても届出が必要です。

ア 廃止し、又は休止しようとする年月日

イ 廃止し、又は休止しようとする理由

ウ 現にサービスを受けている者に関する次の事項

（ア）現にサービスを受けている者に対する措置

（イ）現にサービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者番号及び引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出書

（ウ）引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスを継続的に提供する他の障害福祉サービス事業所の名称

エ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

### 《提出する書類》

ア 廃止・休止・再開届出書

イ 現にサービスを受けている者に対する措置等を記したリスト

## 5 体制等に関する届出書について

(「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び 基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」 平成 18 年障発第 1031001 号)

### (1) 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)については、利用者や指定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以後になされた場合には翌々月から、算定を開始します。

本年 4 月に予定されている報酬改定に当たり、令和 3 年 4 月 1 日が異動日となる体制届（加算届）に限り、提出期限を令和 3 年 4 月 15 日（必着）とします。

### (2) 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出ください。

なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日（居宅介護サービス費、重度訪問介護サービス費、同行援護サービス費、行動援護サービス費における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日）から加算等の算定を行わないものとします。

また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然ですが、悪質な場合には指定の取消し等をもって対処します。

#### 《提出する書類》

- ア 変更届出書
- イ 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書（指定障害児支援に要する費用の額の算定に係る体制等に関する届出書）
- ウ 体制等状況一覧表
- エ 加算の算定に必要な添付書類（変更届に係る添付書類確認表（障害福祉サービス）、加算等に係る添付書類確認表（障害児通所）参照）

## 6 業務管理体制の整備に関する事項の届出等について

### 障害福祉サービス等事業者の業務管理体制

- (1) 平成 24 年 4 月 1 日から、障害者（児）施設・事業者（以下「事業者」という。）には、法令遵守等の業務管理体制の整備（法令遵守責任者の選任等、業務管理体制の届出）が義務付けられました。

これにより、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を遅滞なく関係行政機関に届け出ることとされています。

各事業者におかれましては、法令遵守責任者の選任等だけでなく、業務の執行状況を点検し、法令順守に取り組んでください。

なお、実地指導の際に業務管理体制について検査を行います。

(2) すでに届け出た事項に変更があった場合又は事業所等の新規指定・廃止等により届け出るべき事項に変更があった場合についても、届出事項の変更に係る届出書を提出することが必要です。

ア 法人の種別、名称

イ 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号

ウ 代表者の氏名、生年月日

エ 代表者の住所、職名

オ 事業所名称等及び所在地

カ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

キ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要

ク 業務執行の状況の監査の方法の概要

区分	届出先
① 事業所が二以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省
② すべての事業所が同一の市町村・指定都市(岡山市)の区域に所在する事業者	岡山市
③ ①及び②以外の事業者	岡山県(各県民局健康福祉部健康福祉課)

## 7 福祉・介護職員(等特定)処遇改善加算について

### 1 令和3年度福祉・介護職員(等特定) 処遇改善加算の算定について

(1) 令和3年4月から(引き続き)福祉・介護職員(等特定) 処遇改善加算を算定しようとする事業者は、令和3年度は提出期限が令和3年4月15日(木)に変更されています。令和3年3月22日現在、様式等がまだ決定していませんが、国から通知が

あり次第お知らせします。当該加算を算定しようとする場合は期限までにご提出ください。

(2) 福祉・介護職員処遇改善加算については、新たに算定を受けようとする月の前々月の末日が提出期限となっています。年度の途中から算定を受ける場合は、ご注意ください。

なお、相談支援、就労定着支援及び自立生活援助は、算定対象外サービスです。

## 2 令和2年度福祉・介護職員（等特定）処遇改善加算の実績報告について

(1) 令和2年度に当該加算を算定している事業者は、令和3年7月末日までに、実績報告書を提出してください。

(2) 別紙様式5の③「令和2年度分福祉・介護職員処遇改善加算総額」には、令和2年4月～令和3年3月サービス提供分までの加算総額（利用者負担額を含む）を記入してください。

(3) つまり、国保連における令和2年5月～令和3年4月審査分までの加算総額（利用者負担額を含む）を記入することになります。

＜国保連から通知されている金額を足しあげること。＞

(4) 実績報告で、賃金改善所要額が加算による収入額（加算総額）を下回った場合、加算の算定要件を満たしていないため、全額返還となります。（差額の返還ではない。）

また、実績報告を提出しない場合も全額返還となるので、必ず期限までに提出してください。

(5) 仮に現時点で、賃金改善所要額が加算による収入額（加算総額）を下回っている場合は、一時金や賞与として追加支給してください。

## 3 福祉・介護職員処遇改善加算の届出及び実績報告にかかる留意点について

(1) 賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから、対象とする賃金項目を特定した上で行いますが、賃金改善を行う項目については明確に周知してください。

また、特定した賃金項目を含め、特段の事情なく賃金水準を引き下げることはできません。

賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、8(2)（特別事情届出書）の届出を行う場合を除き、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

- (2) 非正規職員として勤務していた者を、正規職員に転換した場合、転換したことに伴う給与の增加分は賃金改善額には含まれません。同様に、職員を増員した場合の増員分の賃金も賃金改善額には含まれません。

平成21年12月21日付け「介護職員処遇改善交付金説明会資料」P36

（問62）平成21年3月まで非正規職員として勤務していた者を、同年4月以降に正規職員に転換した場合、これに伴う給与の增加分は、賃金改善額と考えてよいか。

（答）よくない。平成21年3月までの賃金算定ルールを、当該職員に適用した場合の給与（言い換えれば、当該職員が、平成21年3月以前に正規職員として勤務していたと仮定した場合の給与）と比較し、増加していれば、その増加分のみが賃金改善額と考えられる。

- (3) 加算を取得した事業者は、賃金改善の実施と併せて、キャリアパス要件や職場環境等要件を満たす必要があるが、当該取組に要する費用については、賃金改善の実施に要する費用に含まれません。

## 8 障害者虐待防止について

平成24年10月1日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（「障害者虐待防止法」）が施行されました。障害者虐待防止法では、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者に対して虐待防止の責務を定めるとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に通報義務を定めています。

### 《虐待防止の取組（設置者・管理者向け）》

- ア 虐待防止委員会の設置等必要な体制を整備。
- イ 従業者に対し定期的な研修を実施し、自らは虐待防止のための研修を積極的に受講。  
特に、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を必ず読むこと。
- ウ 従業者が虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、利用者の状態の変化や家族の態度等の観察や情報収集により、虐待の早期発見に努めさせる。
- エ 密室化した場所を極力作らない。
- オ 虐待を受けたと思われる者を発見した場合は、市町村の窓口に通報する。

---

## 9 新型コロナウイルス感染症対策について

【社会福祉施設等向け】新型コロナウイルス感染症に関する総合情報サイトを岡山県と岡山市が公表しています。

<https://www.pref.okayama.jp/page/696924.html>

○動画URL

<https://youtu.be/Dzuc1y7FPQs> ①送迎編

<https://youtu.be/Ttdc6p4O7uk> ②手指消毒編

<https://youtu.be/P18fSpuiOas> ③職員の体調管理・共有スペース

<https://youtu.be/RrHl0m9xNxA> ④機能訓練・体操編

<https://youtu.be/AWrPiw8dU1U> ⑤食事介助編

<https://youtu.be/Ouz8rIuo8EM> ⑥入浴介助編

<https://youtu.be/50oGVj44X-U> ⑦感染疑いのある利用者への対応編①施設Aの対策

<https://youtu.be/NX-eI5FXHII> ⑧感染疑いのある利用者への対応編②施設Bの対策

---

## 10 避難確保計画について

要配慮者利用施設（通所、入所）は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられています。

下のURLから国土交通省の該当ページに入れます。少しだけ下にスクロールすると避難確保計画作成の手引があります。まだ作成していない事業所は参考にしてください。

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

作成されたら、事業者指導課障害事業者係宛に電子メールまたは郵送で提出してください。

---

## 11 障害福祉サービス等情報公表システムへの事業所情報登録について

平成30年から、福祉医療機構が運営するサイト（ワムネット）に事業所情報を登録するとともに、1年ごと（例年5月～7月）に情報を更新することが義務付けられています。未登録あるいは入力内容不足等の理由で公表に至っていない事業所は、早急に情報公開に向けた作業を実施してください。

障害福祉サービス等情報公表システム ログインページURL  
<https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COP000100E0000.do>

### 【注意事項】

- ・新規開設の事業所については、事業者指導課において新設事業所の基本情報を設定した後、システム経由でメールにて通知します。
- ・ログイン用 ID（運営法人ごとに付与）が不明の場合は、電子メールに法人名、事業所名、事業所番号、担当者名、連絡先を記入し、岡山市事業者指導課障害事業者係まで送信してください。後日、システム経由でメールを返信します。パスワードのみが不明な場合は、ログインページ中にパスワード初期化するためのリンクがありますので、そちらをクリックしてください。
- ・作業を実施する際は「障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板」に掲載されているマニュアルやトラブルシューティング等をご確認ください。  
URL : <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>
- ・情報登録に際しては、「あり」又は「なし」の選択を全項目登録してください。また、営業時間や苦情連絡先など、利用者側に有用となる情報は積極的に登録してください。
- ・電話による問い合わせについては、担当者がシステムへの入力状況を確認したのち、折り返し連絡します。「33」から始まる事業所番号（10桁）をお知らせください。

---

## 12 障害福祉サービス事業所のICTの活用について

障害福祉サービス事業所のICTを活用した業務改善ガイドライン

事業者指導課に冊子があります。ご希望の方はお持ち帰りください。ダウンロードすることもできます。

【作成者：株式会社インサイトのホームページ】

<https://insweb.jp/works/>

- ①上記リンク先の「資料ダウンロードページは>こちら」をクリック
- ②必要事項を入力の上、希望する資料の「平成31年度障害福祉サービス事業所における生産性向上に関する調査研究」をチェックし、送信
- ③「はじめに～CHAPTER2 2. 記録(PDF)」及び「CHAPTER2 3. 請求～おわりに(PDF)」が該当

---

## 13 その他の関連情報

(1)集団給食施設の設置者・管理者のみなさまへ  
食中毒予防のチラシと併せて掲載しています。

(2)障害福祉課からのお知らせについて  
地域部会のご案内を掲載しています。

(3)岡山労働局と介護労働安定センターからのお知らせについて  
ご案内を掲載しています。

## **14 その他の連絡**

### 1 各種書類の提出期限について

(1) 今年度の変更届・体制等に関する届出書

**令和3年4月15日（木）必着**

今年度新しく創設された加算や見直された加算もあることから、令和3年4月15日までに届出があった場合は、例外的に令和3年4月1日から算定できる取扱いとします。令和3年4月15日を過ぎて提出されると、令和3年6月1日から算定となります。

**※就労継続支援A型事業所は、令和3年4月30日（金）必着**

(2) 令和2年度福祉・介護職員（等特定）待遇改善加算実績報告書

**令和3年7月30日（金）**

### 2 事故報告の提出について

サービス提供中に利用者に事故が発生した場合は、必要な措置を迅速に講じるとともに、速やかに、利用者の家族、岡山市事業者指導課、支給決定市町村に連絡・報告を行ってください。

### 3 疑義照会（質問）について

今回の集団指導に係る内容についての疑義照会・質問等については、「質問票」によりFAXにて送信してください。

### 4 厚生労働省からの通知等について

今後、厚生労働省から発出される通知等については、随時、ホームページ上で公開していきます。

また、通知等の内容によっては、記載内容を変更する場合があります。その場合もホームページ上でお知らせしますので、随時確認をお願いします。

（岡山市事業者指導課ホームページ）

[https://www.city.okayama.jp/soshiki/16-3-1-0-0\\_2.html](https://www.city.okayama.jp/soshiki/16-3-1-0-0_2.html)

### 5 事業者指導課来課時の注意事項について

事業者指導課からのお知らせを掲載しています。

# (参考資料)

- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容
- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（抜粋）
- 令和元年度における施設従事者等による虐待の状況について
- 社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策の手引き
- 水防法・土砂災害防止法が改正されました
- 社会福祉施設における避難確保計画の緊急点検実施について
- 集団給食施設の設置者・管理者のみなさまへ
- ノロウイルス食中毒予防のための4原則
- 腸管出血性大腸菌感染症O157を防ぎましょう！
- 『地域部会』のご案内
- 2021年4月～36協定届が新しくなります
- 「働き方改革」への取り組みを支えるため労働時間相談・支援コーナーを設置します。
- 雇用管理改善相談のご案内
- メンタルヘルス講習会のご案内
- 専門家による！無料相談のご案内
- 【質問票】
- 事業者指導課 障害者・障害児の事業所 トップページ
- 事業者指導来課時の注意事項について